いすみ市地域公共交通計画策定業務仕様書

１　委託業務名

いすみ市地域公共交通計画策定業務

２　目的

いすみ市の公共交通は、鉄道（JR 外房線、いすみ鉄道）、いすみシャトルバス・市内循環バス、デマンド交通（乗合タクシー）及びタクシーなどが運行中である。しかし、急速な高齢化の進展や運転免許証返納者の増加等に伴う公共交通による移動需要の増加に対応しきれていない。

本業務では、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ市内の公共交通形態の整備と各公共交通機関の連携体制を確立し、地域住民及び利用者にとり利便性の高い持続可能な交通網整備を形成するため公共交通政策のマスタープランとなる「いすみ市地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

３　委託期間

契約締結日の翌日から令和４年２月２８日

４　業務委託内容

（１）地域内の公共交通に関する現況把握

①地域特性の整理

人口動向（総人口、地区別、年齢３区分別、将来人口）や主要施設等設置状況（病院、公共施設、商業施設等）、交通特性（国勢調査、東京都市圏パーソントリップ調査）など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

②既存公共交通の現況把握

既存資料を活用し、鉄道、いすみシャトルバス・市内循環バス、デマンド交通（乗合タクシー）及びタクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、運行収支などを整理する。また、運転免許証自主返納や福祉タクシー事業（障害者等）などのサービス内容（対象者、助成内容など）や利用実績等を整理する。

③関連計画におけるまちづくりの方向性

「いすみ市第２次総合計画（平成３０年３月）」や「いすみ市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和３年３月）」など上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置付け等について整理・把握する。

（２）市民、各交通の利用者及び交通事業者の意向把握アンケート調査の実施

①市民アンケート調査

日常的な交通行動、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、バスの滞在需要層とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するに当たっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を実施する。

〇対象者：１５歳以上の市民を対象に２，０００人無作為抽出（住民基本台帳）

〇調査方法：郵送による配布・回収（調査票・配布用封筒、返信用封筒の印刷費、発送費、返送費は受注者が負担とする、ただし、調査対象者の抽出・ラベル印刷は市が準備する）

②いすみシャトルバス・市内循環バス利用者アンケート調査

いすみシャトルバス・市内循環バス利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用目的、利用頻度など）や運行サービスに対する満足度、改善点などを把握するため、アンケート調査を行う。調査はバスの乗客へ調査票を渡し、乗客自身が調査票の該当箇所を折り込むアンケート方式（ビンゴ形式調査票の活用）とし、平日１日、全便を対象とする。

③デマンド交通（乗合タクシー）利用者アンケート調査

デマンド交通利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（利用頻度、利用目的、片道・往復利用、片道利用の場合の交通手段）、運行サービスの満足度や改善点などを把握するため、アンケート調査を行う。調査方法は運転手から手渡し配布・回収（郵送回収含む）とする。

④交通事業者アンケート調査

鉄道や市内バス受託事業者、デマンド交通受託事業者、タクシーなど交通事業者を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しを当たって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。回答後、必要に応じて、ヒアリングを行う。

（３）地域公共交通を取り巻く課題整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズ等から地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

（４）地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

①地域公共交通に係る基本方針と目標

前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を上位・関連計画との整合性を図りながら設定する。

②望ましい公共交通網のあり方

地域公共交通の位置付けを明確にし、幹線公共交通とこれを補完する支線公共交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

（５）目標を達成するために行う具体的な事業の検討

目標を達成するために行う事業を抽出し、事業概要、実施主体、スケジュール等を検討する。PDCA サイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

（６）いすみ市地域公共交通計画（案）の策定

前項までの内容や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律での記載事項などを踏まえ作成する。

（７）パブリックコメントの実施支援

いすみ市地域公共交通計画（案）に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントを実施するための支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。

（８）いすみ市地域公共交通活性化協議会の運営支援

いすみ市地域公共交通活性化協議会の資料作成、議事録作成など、必要な支援を行う。

（９）打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

５　著作権等に関する取扱い

（１）成果品及び本業務のために作成した資料の著作権は、発注者に帰属するものとする。

（２）成果品等が他社の所有権及び著作権を侵すものでないこと。

（３）使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

６　個人情報及び法人情報の取得・保護・管理等

（１）受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

（２）受注者は、個人情報及び法人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

（３）受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

７　成果品

（１）いすみ市地域公共交通計画　５０部（仕様：Ａ４版、カラー）

（２）業務報告書（各種調査集計・分析結果及びその関連資料）　一式

（３）（１）、（２）を記録した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）一式

※電子媒体については（１）、（２）それぞれをＰＤＦ及び加工可能なデータ形式（ワード、エクセル等）で作成し、提出すること。